

## 第 157 話〈提訴〉の要約と参考資料

### 第 157 話〈提訴〉の要約

祖母山系の小集落の亜ヒ酸公害被害者 5 人と 1 遺族が、国際的な鉱山会社を相手に損害賠償請求訴訟に踏み切りました。相手は住友鉱、それなのに怒りの矛先は宮崎県の公害行政に向いていました。一瞬原告は 23 人に増加。環境汚染の激しい場所に暮らした人たちでした。

### 第 157 話〈提訴〉の参考資料

#### 157-1 土呂久訴訟 1 陣 1 次原告の訴状

##### 訴状

##### 請求の原因

##### 第一 当事者

1. 原告佐藤鶴江・鶴野秀男・佐藤仲治・佐藤ミキ・佐藤数夫・亡佐藤勝は、いずれも大正年間より（略）土呂久鉱山亜硫酸製造用焙焼炉周辺に永年家族とともに居住していたものであり（略）。
2. 被告会社は鉱業、採石、金属加工等を業とする会社であるが、昭和 42 年中島鉱山株式会社より土呂久鉱山の鉱業権を取得したものである。

##### 第二 侵害行為

1. 土呂久鉱山の沿革は明治以前に遡るが、大正年間以降被告会社が同鉱山における鉱業権を取得するまでの鉱業権の承継の経過は次のとおりである。

（略）

而して、土呂久鉱山においては、明治中期頃から同鉱山より産出する硫酸鉄鉱を利用して、焙焼法による亜硫酸の製造が行なわれていたが、大正 9 年頃からその製造が本格化し、大正 14 年より昭和 37 年中島鉱山株式会社が操業中止に至るまでの間に、約 3000 トンの亜硫酸が製造された。なお、この間錫、亜鉛、鉛等の採鉱も行なわれた。前掲鉱業権者らは、亜硫酸焼き窯（焙焼炉）やその煙突から排出される亜硫酸や亜硫酸ガス等の排出について、なんらの規制措置を講じなかったのみか、坑道より流れる坑内水及び鉱滓の堆積より生ずる表流水、浸出水を土呂久川に放流し続け、また降下堆積した砒素等や鉱滓が雨水によって同河川に流出するままに放置した。

2. （1）亜硫酸焼き窯より排出された亜硫酸及び亜硫酸ガス等は大気を汚染し、土呂久地域のありとあらゆる動植物や農地、家屋敷、河川に降りそそいでこれらを直接的に汚染し、或いは川水に溶解して更に流下した。また、前記排水及び鉱滓には砒素、カドミウム等の重金属類が含まれており、それらの重金属類は右同様土

呂久川に流下し、或いは地下水に混入し、土壌を汚染し、更に土呂久地域住民の飲用水である河川水をも汚濁するに至った。しかもこのような汚染、汚濁は今なお進行をやめない。

(2) 亜硫酸は僅か0.1グラムで致死量といわれる程の猛毒物であるが、かかる物質を含む鉱毒によって前記のような多様な経路で長期間にわたり汚染、汚濁された土呂久地区では、亜硫酸製造が本格化した大正年間から牛馬の斃死が相次ぎ、蜜蜂が死に絶え、草木は枯死し、椎茸等の農産物は全滅し、土呂久川は魚も住めない死の川と化した。このように土呂久地区は文字通り壊滅的な環境破壊を受け、したがってここで生活する住民の健康も蝕まれ、亜硫酸焼酎近傍のある家では一家全員が死に絶える程の悲惨な状態に陥った。

(3) 原告らもまたこのような環境の中で毒物に汚染された大気に曝露し、或いはこれを吸入し、汚染、汚濁された農作物、飲用水の摂取を余儀なくされて、砒素を主因とする別紙症状目録記載の疾患に罹患するなど、後記のように健康な人間生活のあらゆる領域における甚大な損害を蒙った。

### 第三 損害

1. 土呂久地区は元来清浄な空気と水に恵まれ、住民はその自然の中で田畑を耕し、畜産、養蚕、養蜂を行い、椎茸を栽培し、材木、薪炭を産出する等して、長年平和に生活を営んできた。ところが前記のごとく土呂久鉱山の排出する鉱毒により、その環境は一変し、壊滅的な破壊を受けた。それは生活に必要な不可欠な大気、水、大地、農作物等をはじめ、地域のありとあらゆるものを汚染したものであり、地域ぐるみの生活、健康の破壊であり、生産基盤の破壊であった。砒素を主因とする鉱毒による健康破壊は鼻、気管支、肺臓、胃、腸、肝臓、皮膚、粘膜、神経系統等全身の症状に及ぶものである。このため土呂久地区では一家全員が死に絶える等死亡者が相次ぎ、多くの住民が数世代にわたる苦しみを受け、訴え、救済の方法も知らず、業病としての忍苦を強いられてきた。土呂久鉱山の鉱毒による被害はこのような長期にわたる人間破壊、生活破壊の総体としてとらえられなければならない。

2. 原告らは土呂久地区の住民として前記のような環境破壊の中で生活を強いられ、様々な疾病に苦しめられたのみならず、現在も別紙症状目録記載のような症状に苦しめられており、完治の見込みは全くない。このため、原告らは通常人としての仕事ができないのは勿論のこと、半世紀にわたり闘病と生活苦を余儀なくされ、その個人生活、家庭生活は完全に破壊された。

右のように原告らが長期にわたり不可避免的に受けた健康被害、生活破壊は重大かつ深刻であり、原告らの精神的、肉体的苦痛も図り知れないものである。原告らの損害は到底金銭で償えるものではないが、右の一切の事情を総合し、その損害額は各3000万円が相当である。なお右損害金のうち原告佐藤鶴江は金300万円、鶴野秀男は金350万円を被告会社より受領している。(略)

#### 第四 被告会社の責任

被告会社は原告らの受けた損害について、鉱業法第 109 条第 1 項ないし第 3 項に基き、これを賠償すべき義務がある。

#### 第五 結び

よって各原告はそれぞれ被告に対し、請求の趣旨記載のとおり損害金及び本訴状送達の翌日から支払済みに至るまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めるため、本訴請求に及んだ次第である。

(略)

昭和 50 年 12 月 27 日

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木正泰

以下 18 人

宮崎地方裁判所延岡支部 御中

157-2 土呂久訴訟に踏み出した佐藤仲治さん (\*第 94 話と重複)

田中初穂「知事さんはおらぬか」(「怨民の復権」) P162-163 より

1974 年 12 月 26 日

被害者はつもりつもった憤りを一気にはき出した。半世紀間、仮面をかぶって企業を代弁してきた行政の、その仮面を被害者が初めて、公開の席でひきはがすときであったろうか。これまで、あっせん交渉ではもちろん、対県交渉の場でもついぞない、被害者の気概だった。

口火を切った佐藤仲治さん

「(ジロリと会場を見渡して) 知事さんはおらぬか。会場を宮崎にすれば、知事が出るという約束だったではないか。私たちは約束通り宮崎へ来た。知事は約束を破るのか。昭和 29 年に鉱山を再開させたときの知事の責任をどうしてくれる。それに、あっせん案専門委員からも直接ききたい。私は慢性気管支炎で苦しんでいる。大阪で治療したがよくなる。全治が考えられん以上、補償で解決するしかない。あっせん案はすべて企業と行政がつくったもので、私たちの声はまったくいれられていない。200 万そこらで、今後の医療費も打切るとはなにごとですか。健蔵夫人はこの金で、今後一生生きなければならんですよ。企業とゆ着した県の行政は許せない。川崎市長がやっているような被害者の立場にたったあっせんに改めなさい」

KK メモ (1981 年 9 月 3 日筆記)

お通夜の席 (1981 年 9 月 3 日) でハルミさんは、仲治さんは知事あっせんを「わしは (第 3 次認定) 他の衆とは違う。本当の被害者じゃ。こんな低額を呑むことはできん」と

言って拒否したんだ、と話した。本当の被害者とはおかしな言い回しだが、矜持というか誇り、それが低額あつせんでも有難いとする他の認定患者と仲治さんを分けたのだった。

### 157-3 土呂久訴訟に踏み出した佐藤ミキさん

野守童女●佐藤ミキ像（川原一之著「土呂久羅漢」）P198-200より

「わたしは大正10年生まれ。その前年に始まった亜砒焼きと年輪を重ねてきたと。今では想像もつかんじゃろが、鉾山のあたりはまるで焼け野原よ。牛が死んでしまうし、作物に椎茸（なば）になりものに害が出る。じゃけど人間に害があるとはわからざった。亜砒を焼くのは朝鮮の人で、黒ずんだ顔が亜砒に負けて見られんごつなる。それでも人間の健康に悪いという騒動はなかったとよ。問題になったのは、作物とか牛の害だけ。

昔は哀れなもん。部落（むら）の者が村長さんに『どうしてくれるか』ち食ってかかっても、『鉾山は大きい仕事しよる。村が潤うのだから、部落の犠牲はやむをえん』ち言われてね。いつの世でも、丁髷時代と同じこつ。弱い者はつまらん。頭のいい者が勝ち。こげなこと言うたっちゃつまらんと考えて、酷（きち）いのをじっとこらえてきたと。

それを掘り起こしてくれたのが齋藤先生。雨の日も、風の日も、しけの日も、村の人が山から帰ってくるのを見計らって訪ねてきてくれた。先生が一生懸命調査するのを見て、親の代からの苦しみを知るとるわたしたちも、資料を集めて協力したたい。そんなときは、山ん中の者がどうこう言うてどこまで通るかな、誰が相手にしてくれるかな、という気持。齋藤先生の告発のあと国が公害を認めたとき、わたしたちは本当のことは通るもんじゃ。そんな時代がきたんじゃ。行政が山ん中の者の言うことに耳を傾けるのが、今の世の中なんじゃと知ったしだい。正しいことは、いつまでも言いつづけないかんよ。

村会議員をつとめた義理の兄貴の十市郎が亡くなる前、その枕元で、『被害者の運動を一生懸命やろうと思うが、どげ思うの』ちきいたら、『それは俺たちがなしとげざった仕事じゃから、お前にそれをやりとげようという気持があるなら、やってもいい』。それを聞いて、私の気持は決まった。

第3次の認定を受けた13人で、宮崎市の幹旋の場に行ったとき、私の提示額は280万円。『若いときから病気ばかりのわたしが、わずか280万円もろたっちゃ。公健法でいきます』ち言うと、県の担当職員がこう聞いた。『ミキさん、裁判すると？』

数夫さんが『俺も残る』。仲治さんも『お前たち2人だけ残すわけにいかん』。こうして3人で幹旋を蹴るごとなった。齋藤先生に骨折って掘り起こしてもろたこと思えば、お金にならんでも、勇気だすのはここじゃないかな。『勇気』の2文字に勇気づけられ、腹を括って、目の前に積まれたお金を蹴ったとたい。

裁判は考えてなかったけど、県と町のやり方が汚な過ぎた。大人が三つ子の手を捻るようにしたやり口を、土呂久へ訪ねてくる人にそのまま話すと、無学の人間の一言一言が本当なもんじゃかい、支援の人たちも一緒にやってくれて、裁判まで来たとよ。裁判官も、

弁護士も見たことのない山の中の人間が開き直って、『出るところ出て、シロクロつけてもらおか』。被告の住友は『閉山後に鉱業権を譲り受けた。操業してないから責任はない』と言いのがれしよるが、住友が親会社として土呂久鉱山の経営にあたったことみんな知っとる。象みたいに大きい相手に蟻虫が向かって、2度も裁判に勝ったちゅうことは、本当のことが通ったということ。何もわからん人間が、これだけ上に向かってものが言えるということは、世の中開けたということじゃね」

#### 157-4 土呂久訴訟に踏み出した佐藤数夫さん (\*第126話と重複)

土呂久鉱害損害賠償請求事件 第二準備書面 (1976年12月6日) より

##### 佐藤数夫 経歴

昭和2年に岩戸尋常高等小学校高等科1年終了後、高千穂町岩戸土呂久、佐藤茂(数夫の実姉サミの夫)方に居住し、右茂の農業の手伝いを始めた。その後昭和11年から同15年までの間、右の住所から約500メートル南方に茂の家族とともに転居した。昭和6年18歳のときから鉱山に臨時工として勤務するようになり、昭和17年に召集を受け兵役につくまで、主として農閑期である毎年10月から翌年5月までの間、亜砒焼殻の運搬、片付け作業に従事した。(略)昭和28年4月頃の鉱山に本工として採用され、採鉱夫として坑内作業に従事した。昭和31年に鉱夫の集団検診により急性気管支炎の診断を受け、排水ポンプ係の軽作業に配転を受け、昭和33年7月頃まで勤めた。昭和33年7月に鉱山をやめて後は、再び妻の実家の農作業の手伝いに従事するようになり現在に至っている。

#### 川原一之著「口伝 亜砒焼き谷」P217~P220

姉さんが嫁入りした「向土呂久」へ、数夫さんが奉公に出たのは昭和3年のこと。毒煙ん中で暮した数夫さんの目は、18歳のころにはすっかり悪うなったおった。えらい白ズボンのはやった時代での。「向土呂久」から50間ほど離れた道を白ズボンの人が登っちいく。どうしたわけか、その姿が二重に見ゆるんじゃ。延岡の眼科で診てもろたが、原因不明とされて治らざった。昭和9年の徴兵検査で、目が悪いために第二補充兵。それでも昭和17年11月に召集令状がきた。「母屋」のハナエさんと結婚して7カ月目のこと。都城の歩兵連隊に1週間おって、満州へ送られた。(略。シベリア抑留を終えて)高砂丸で舞鶴に着いたんは、昭和23年6月24日。衣服と2千なんぼの金が渡った。(略)故郷に帰った数夫さんの身体は、すっかり弱ってしもとる。亜砒にやられた気管は、シベリア生活がこたえたのか、特に悪化しておった。

#### 向土呂久の家移り

佐藤数夫さんの話 (1978年1月28日聴取)

「とくぜ」(向土呂久から約 500 メートル南)に母屋の畑があった。茂の姉が「母屋」の一蔵の妻という関係。(昭和 15 年に)かなりの人数で引っ越した。家族ぐるみ、牛も引いちゃった。草は「母屋」の「青毛」を借りて刈りよった。煙はこんようになったが、同じ水を飲んでた。米もできるだけ作りよった。畑はトーマロコシだけ。陸稲をちいと作ってたが、できんかった。

#### 1979 年 6 月 28 日毎日新聞記事

##### 土呂久の公害病患者 / ヒ素で喉頭ガン / 宮崎病院医師団が確認

砒素が原因で喉頭ガンが発生した——宮崎県土呂久鉦山の慢性砒素中毒症の認定患者の中に喉頭ガンにかかっている患者のいることが同県立宮崎病院耳鼻咽喉科の医師団によって確認された。(略)この患者は宮崎県西臼杵郡の A さん(64)。土呂久鉦山の焙焼炉の近くに永年住み、鉦山作業の従事歴が約 8 年ある。4 年前、手足の皮膚症状、手または足の軽度の運動障害から慢性砒素中毒症による疾患と認定された。その後、A さんは声がかれたのに気付く同病院耳鼻咽喉科(大野政一医師ら)を訪れた。同科で診察した結果、しゅようが認められたが、このしゅようについて同病院は①A さんは長期間、砒素の粉じんをかぶって生活した②A さんの喫煙量は極めて少なく喫煙の影響はまずない③しゅようの部位が声門上部にある一などの理由から喉頭ガンと断定した。

#### 157-5 土呂久訴訟に踏み出した佐藤勝さんの遺族

##### 1975 年 1 月 8 日朝日新聞宮崎版

##### 『死者の認定』申請 / 土呂久の遺族 / 補償法期限ギリギリ

「土呂久公害」第 3 次検診の途中で亡くなった佐藤勝さんの遺族が 6 日、県公害健康被害認定審査会に「認定死亡者」の申請書を出した。勝さんの症状経過から認定患者の死亡として認めてほしい、というのが遺族側の願い。審査会で「認定死亡者」という結果が出れば、公害健康被害補償法で遺族補償費が出るだけに、成り行きが注目される。

勝さんの「認定死亡者」の申請を出したのは、妻のトネさん。申請書によると、勝さんは日ごろから、目まい、手足のしびれ、節々の痛みを訴えていた。このため県病院、佐井病院、佐藤医院と通ったが、よくなるまい。こうした病状をかかえた勝さんは、県が実施した「土呂久公害」の 1, 2 次の検診を終え、第 3 次の脳波テストだけを残して昨年 2 月 1 日亡くなった。59 歳だった。

9 月 1 日に施行された公害健康被害補償法によると、勝さんのように公害病と考えられながら、認定の申請をしないまま死亡した場合は「地域指定の日から 1 年以内……」に限って「認定死亡者」の申請ができる。「土呂久公害」の場合、地域指定を受けたのは 48 年 2 月 1 日。それからちょうど 1 年後に勝さんは死亡したわけで、申請に該当する「地域指定の日から 1 年以内」の“境界線”上にあるわけ。こうしたことから、勝さんの死亡にか

かわる認定は異例のケース。それだけに、法的には難しい判断もともなうわけだが、公害健康被害補償法が施行するまえの経過措置段階での死亡と解釈すれば、法の適用による認定もできなくはないわけ。

それだけに、認定審査会がどういう結論を下すか。もし、遺族の申請が県段階で実らなければ、環境庁長官の所轄下にある公害健康被害補償不服審査会に不服審査の請求ができることになっており、勝さんの死亡と認定は国段階にまで波及しかねない。

#### 1975年12月11日～12日の佐藤勝に関する行政不服第2回口頭審理議事録より

細川公害課長（却下の）理由といたしましては、申請前の死亡者佐藤勝の死亡年月日が、申請に係る法第2条2項の第2種地域の指定があった49年9月1日より以前の49年2月1日であるということが死亡診断書で確認されておりますので、この申請については法の適用がないということで、そのとおり却下をいたしているわけでございます。（略）佐藤勝は49年2月1日に死亡しているが、その以前に行政一斉検診を3次まで受けておる。その結果は49年8月の第4次認定患者とともに、勝について認定相当の判定を下し、マスコミ等を通じて県民に公表している。（略。48年）8月19日県立病院から第3次検査報告を受け取って、8月20日に検診医師団から成る、いわゆる判定会議の終了後、今後の参考というようなことで、死亡された勝さんにつきましても、現在までの検診、あるいは検査の結果については医学的にどうあるでしょうかというような医師の意見を伺ったわけでございます。専門医師の見解といたしましては、現在生存されておるならば慢性砒素中毒の疑いがあるんだというような意見を伺ったわけでございます。

#### 157-6 非訴訟派が訴訟を起こさなかった理由

##### 1991年11月25日読売新聞記事

「土呂久患者やっとな笑顔 / 自主交渉の会和解へ / 会長『責任果たせた』より

自主交渉の会の人たちが訴訟に踏み切れなかった裏には、様々な理由がある。

「世の中が貧しい時代に、土呂久の住民は、鉱山で働き、豊かだった。鉱山には恩義がある。少くも体が悪くなったからといって、鉱山にすぐ弓を引くことはできない」

「訴訟になれば金もかかる。金のねん出には、田畑を売らなければならない。裁判に勝てればいいが、負けた時にはどうなるのか……」

さらに、行政には「自分たちが裁判を起こさなくても、救済の手をさしのべてくれるだろう」と、純朴な期待も強かった。「じっと我慢」をしてきた人たちにとって、和解は大きな前進。

小笠原（徳一）さんは最後に「最近、耳も遠くなった。会社側との交渉が長引けば、会長としてはやっていけないと思っていた。早く和解して、会長としての責任を終わらせた

い」 と安堵の表情をみせた。